

# 第 1 商 工 観 光

- 1 商 工
- 2 観 光
- 3 岐 阜 産 業 会 館
- 4 長 良 川 国 際 会 議 場
- 5 じゅうろくプラザ (岐阜市文化産業交流センター)
- 6 道の駅柳津交流センター
- 7 岐阜市長良川鶺鴒飼伝承館

# 1 商 工

## (1) 小売業振興対策

### ア 商店街組織

本市における商店街組織は柳ヶ瀬地区の小売商店等を対象とした岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会と、岐阜市商店街振興組合連合会の2つの連合会組織がある。

平成29年4月1日現在、前者は振興組合7・発展会1、後者は振興組合12・発展会2をもって構成し、主たる事業として岐阜ど真ん中夏まつり、信長楽市等のイベント事業、道三まつり、信長まつり等の協賛商業感謝祭等の共同販売並びに宣伝事業をはじめ、アーケード、街路灯等の環境整備事業を通じて小売商業の振興発展に大きく寄与している。

### イ 中小企業振興補助金制度

市内の中小企業団体等の振興対策として岐阜市中小企業振興補助金交付要綱を定め、経営の近代化、合理化、高度化を図っている。

※「別表 中小企業振興補助金制度」P. 75～76参照

## (2) 大規模小売店舗

平成29年4月1日現在、本市において、大規模小売店舗立地法に基づく届出があり、かつ店舗面積3,000㎡以上の店舗の状況は下表のとおりである。

店 舗 名	店舗面積 (㎡)
カラフルタウン岐阜	46,283
マーサ21	34,330
岐阜高島屋	20,390
イオン柳津店	19,828
アピタ岐阜店	13,381
スーパービバホーム岐阜柳津店	11,826
オーキッドパーク	11,000
パローパワーセンター芥見	10,899
パローショッピングセンター長良店	10,181
ドン・キホーテ柳ヶ瀬店	8,254
ヒマラヤ本館	6,963
ピアゴ鶉店	5,950
ピアゴ長良店	5,566
ニトリ岐阜店	5,196
ホームセンターパロー正木店	5,003
ケイヨーデイツー芥見店	4,729
パロー市橋店	4,641
ヤマダ電機テックランド岐阜店	4,613
スポーツデポ岐阜県庁前店	3,994

店 舗 名	店舗面積 (㎡)
カーマホームセンター岐阜鏡島店	3,620
ケーズデンキ岐阜本店	3,605
バロー領下店	3,454
バロー茜部南店	3,327
忠節フランテ館	3,218

## (3) 繊維産業振興対策

本市における産業分類別年間販売額（平26岐阜市商業統計調査）で見ると、繊維品卸売業と衣服・身の回り品卸売業をあわせると17.6%、自動車を含む機械器具卸売業で12.2%、建築材料、鉱物、金属材料等卸売業で9.4%、その他となっている。前回（平19）の調査と比較すると繊維品、衣服・身の回り品、卸売業の割合は低くなっているものの、依然として本市の産業において繊維・アパレルが高い割合を占めていることがわかる。

特に、岐阜アパレル産業（衣服・その他繊維製品製造卸売業）は戦後まもなく旧国鉄岐阜駅前にできた、いわゆる「ハルピン街」の名で呼ばれた衣料品を販売する街が形成されたことに端を発し、現在ではJR岐阜駅前を中心として全国他産地に例のない集積地域を形成しており、日本有数のアパレル産地としてその名を知られている。

しかし、海外からの価格が安い繊維製品の流入と流通体系の変化が進み、本市のアパレル産業は衰退傾向を余儀なくされている。そこで、業界内の各種組合組織と緊密な連携を保ちながら、ファッション都市としての経営環境づくり並びに、人材育成支援を行うとともに、産業のグローバル化と経済状況の変化に対応し得よう方策を積極的に講じている。

- (ア) ア・ミュージズ岐阜をはじめとした各種展示会の主催及び出展の支援
- (イ) 販路拡大と岐阜産地PR等を通じて、岐阜ブランド確立を図る事業への支援
- (ウ) 人材育成のための各種セミナー、講演会の開催支援

## (4) 特産品等振興対策

本市における伝統工芸品や土産品のほか市内の各種中小企業などに対する振興策として、関係業界の組織団体と協力して指導育成に努め、内外各種の展示見本市等の共催、技術の向上などを図るための研修会開催支援により地元産業の発展に努めている。

(平成29年4月1日現在)

分野	主な組織	会員(組員)数	主な事業
繊維製品産業	(一社) 岐阜ファッション産業連合会	209社	ア・ミュージズ岐阜 各種展示発表会 各種アパレル講習会等 ファッションセミナー 岐阜婦人子供服人材育成セミナー
	岐阜メンズファッション工業組合	29	
	岐阜婦人子供服工業組合	118	
	岐阜県既製服縫製工業組合	64	
	岐阜県ソーイング協同組合	34	
	岐阜県中部織物工業協同組合	24	
貿易	岐阜市産業貿易協会	26	国内見本市、 貿易経営講習会等
伝統工芸	岐阜提灯協同組合	9	提灯講座、後継者育成、意匠開発、 需要開拓等 和傘講座等
	岐阜市和傘振興会	3	
土産品	(協) 岐阜市土産品協会	30	市内開催全国大会等出店
発明奨励	(一社) 岐阜県発明協会岐阜支会	50	発明くふう展(県・市) 企業見学会等

## (5) 新産業の創出支援

### ア 創業支援

#### (ア) インキュベーション事業

中小、ベンチャー企業の新たな事業創出や新規起業により、産業の活性化を目指すため、平成15年4月に開設した「岐阜市創業支援ルーム」において育成支援を実施している。

また、成功した起業家の実体験を聞き、創業意欲の高揚を図るため「創業支援セミナー」を開催している。

施設名 岐阜市創業支援ルーム

所在地 岐阜市杉山町24番地4

育成室 7室(27㎡:6室、40㎡:1室)

入居企業 5社

賃料等 1・2年目 月額:610円/㎡  
3年目 月額:1,120円/㎡

#### (イ) 岐阜市ビジネススクール

地域12大学・高専の1,000人を超える専門家のマンパワーを大学の枠を超えた講師陣として活用し、社会人や起業者を対象にビジネスのスキルアップ講座として8講座を開設している。

### イ 産学官連携

連携協定を結んだ地域12大学・高専の協力のもと、産のニーズと学のシーズがマッチングすることによる新事業の創出を図っている。

・産学官連携交流会の実施

### ウ 事業創造支援補助事業

市内産業の活性化を図るため、以下のとおり補助事業による支援を行っている。

#### (ア) 産学官連携事業補助金

(対象) 新技術及び創エネ、省エネに関する技術開発など特定分野(テーマ)の研究開発を大学・公設研究機関と共

同で実施する市内中小企業、ITを活用した業務改善による経営革新にチャレンジする市内中小企業およびグループなど

(補助額) 補助対象経費の2/3以内で限度額300万円

(採 択) 平成28年度 1件

#### (イ) 新規事業開発補助金(AI関連企業支援補助金)

(対象) 市内に主たる事務所等を新たに設置するAI関連事業を営む創業後3年以上10年以内の中小企業およびグループなど

(補助額) 事務所等の月額賃料の1/2以内で限度額 月額10万円

(実績) 平成29年度 新規

#### (ウ) 新規事業開発補助金(創業新事業展開補助金)

(対象) 市内創業を目指す者や新たな事業展開に取り組む市内中小企業およびグループなど

(補助額) 補助対象経費の1/2以内で限度額100万円

(採 択) 平成28年度 2件

#### (エ) 見本市等出展補助金

(対象) 自社で開発した製品やサービスを県外で開催される200小間以上の見本市に出展する市内中小企業

(補助額) 補助対象経費の1/2以内で限度額20万円

(対象経費) 出展小間料、小間装飾料

(交付回数) 1社年1回

(実績) 平成28年度 8社

## (6) 企業立地対策

### ア ものづくり産業等集積地計画

ものづくり産業の誘致を強力に推進するために、平成18年12月に「岐阜市企業誘致推進本部」を設置し、平成19年12月には「ものづくり産業集積地計画」を作成、平成27年12月に「ものづくり産業等集積地計画」として改訂した。

同本部は、両副市長と庁内関係部局の部長で組織されており、同計画に基づき企業誘致の推進や集積地の整備に向けて、全庁的な体制で取り組んでいる。

「柳津地区ものづくり産業集積地」については、平成24年3月に造成が完了。平成24年12月に(株)創舎と(8000.01㎡)、平成26年6月にトムス(株)と(21731.06㎡)、土地売買契約を締結し、完売となった。

「三輪地区ものづくり産業等集積地(仮称)」については、関係部署と連携し、開発に係る法手続き、地元関係者の合意形成、設計事務等に取り組んでいる。

### イ 企業立地促進助成金

市外企業の誘致や市内企業の支援を図るため、岐阜市企業立地促進助成条例を制定している。

#### (ア) 助成の要件

##### ○本店等を設置する場合

- ・業種：限定なし
- ・投下固定資産額：大企業は2億円以上、中小企業は4,000万円以上、賃借の場合は条件なし
- ・従業員数：建設・購入の場合は企業の規模に関わらず15人以上、賃借の場合は企業の規模に関わらず「雇用促進助成金対象者」(下記)15人以上

##### ○本店等以外を設置する場合

- ・業種：製造業、情報通信業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業(一部除外あり)、デザイン業、機械設計業、自然科学研究所(ただし、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業は岐阜流通業務地区に施設を設置する場合に限る)
- ・投下固定資産額：大企業は2億円以上、中小企業は4,000万円以上、賃借の場合は条件なし
- ・従業員数：建設・購入の場合、大企業は15人以上、中小企業は5人以上、賃借の場合、大企業は「雇用促進助成金対象者」15人以上、中小企業は「雇用促進助成金対象者」5人以上

※投下固定資産とは、施設の設置に伴い、新たに取得した土地、建物、償却資産をいう。

#### (イ) 助成内容

##### ○施設設置助成金

- ・建設・購入の場合(限度額なし)  
投下固定資産に課税される固定資産税、都市計画税、事業所税の相当額を5年間交付
- ・賃借の場合(限度額200万円/年)  
施設の賃借料の1/4と事業所税の相当額を5年間交付

##### ○雇用促進助成金(限度額5,000万円)

- ・上記の施設を操業するために、新規に雇用または市内に転入した従業員であって、1年以上常時雇用し、かつ市内に1年以上居住した場合に1人につき50万円を交付(初年度のみ)

### ウ ものづくり産業集積地補助金

岐阜市ものづくり産業集積地補助金交付要綱を定め、市もしくは市が出資している法人又は県もしくは県が出資している法人が造成した市内の場合に工場等を設置した場合、次のとおり補助金を交付する。

- ・設置に要した投下固定資産総額の10%(要綱に定めるエコ製品製造企業の場合は15%)
- ・環境関係法令の基準を上回る施設工事費の50%  
合計最大10億円(要綱に定めるエコ製品製造企業の場合は15億円)を補助

### エ コールセンター業誘致促進奨励金

岐阜市コールセンター業誘致促進奨励金交付要綱を定め、市内にコールセンターを設置した事業者以下のとおり奨励金を交付する。

#### (ア) 助成の要件

- ・事業所取得の場合  
投下固定資産総額が5,000万円以上、かつ、市内居住従業員数が20人以上
  - ・事業所賃借の場合  
市内居住従業員数が20人以上
- ※市内居住従業員とは、当該事業所に勤務する市民で、雇用保険の被保険者をいう。

#### (イ) 助成内容

- ・事業所取得の場合(限度額：①～③の合計で5億円)
  - ① 1年間雇用した正社員1人につき10万円(5年間)
  - ② 投下固定資産(土地、建物、償却資産)の取得費の10分の1以内の額(1年のみ)
  - ③ 通信関連経費の4分の1以内の額(5年間)

- ・事業所賃借の場合（限度額：①～④の合計で3億円）
  - ① 1年間雇用した正社員1人につき10万円（5年間）
  - ② 償却資産の取得費の4分の1以内の額（1年のみ）
  - ③ 事業所賃借料の4分の1以内の額（5年間）
  - ④ 通信関連経費の4分の1以内の額（5年間）

## （7）海外産業交流推進事業

本市と友好都市である中国・杭州市及び姉妹都市であるイタリア・フィレンツェ市をはじめとする海外都市との、産業交流を推進する。

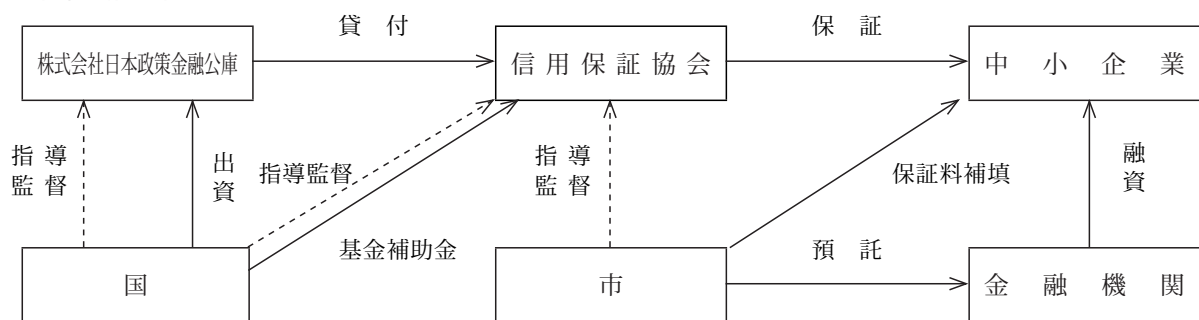
### ア 主な事業実績（平成28年度）

- ・友好都市等産業交流推進委員会構成団体の会員を対象に、海外産業交流に関するセミナーを開催

### イ 構成団体

- ・岐阜市
- ・岐阜商工会議所
- ・（一社）岐阜ファッション産業連合会
- ・岐阜婦人子供服工業組合
- ・岐阜市産業貿易協会
- ・（公財）岐阜市国際交流協会
- ・日本貿易振興機構（ジェトロ）岐阜貿易情報センター

### 【関係機関の関連図】



ンター

- ・（公財）岐阜観光コンベンション協会

## （8）富山市との観光物産交流事業

富山市との都市間交流協定（平成19年12月26日締結）を受け、商業、観光、物産等の相互交流及び活性化を目的として両市で観光物産交流展を開催したほか、富山市民を対象に長良川鵜飼観覧船乗船の一部割引助成などを行うことで、両市の観光・文化交流を図っている。

## （9）岐阜市の融資制度及び信用保証

### ア 岐阜市の融資制度

本市では、市内中小企業者の事業資金の調達を円滑にして、健全経営を図るため、各種の低利率の融資制度を設けている。

この制度は、融資のための原資を市が金融機関に預託し、金融機関はその預託金に自己の資金を加えて中小企業者に貸し付けるという仕組みになっている。

市の融資制度は、信用保証協会の保証付融資であるため、支払利息のほかに信用保証料が必要となるが、市ではその信用保証料の一部又は全部を補填し、利用者の負担軽減を図っている。

### イ 岐阜市と信用保証協会

岐阜市信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき設立された特殊法人であり、岐阜市が中心となり、市内各金融機関の協力のもとに昭和24年に設立された。

信用保証協会は、中小企業者が金融機関から融資を受ける際に、その融資に対して保証を行い、中小企業の借入れを容易にしている。

市では、信用保証協会による保証業務が中小企業の金融円滑化に多大に寄与していることから、信用保証制度が十分に機能できるよう財政援助等により信用保証協会の強化拡充を図り、この面からも中小企業者の金融の円滑化を図っている。

## 岐阜市の融資制度

### 基本融資条件

- 1 市内における中小企業者等で、市内に1年以上事業所（事業の拠点となる本店、支店及び事務所をいう。）を有し、かつ、1年以上事業を継続して営んでいること（創業者支援資金の一部、みらい戦略資金重点施策の一部及び事業所建設等促進資金の一部は除く。）。
- 2 中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種を営んでいること。

資金名	融 資 対 象 者	限 度 額
一 般 事 業 資 金	中小企業振興資金 (基本融資条件に該当する方)	4,000万円
	小口零細企業資金 次のいずれかに該当すること。 (医業を主たる事業とする法人以外の特定非営利活動法人を除く。) (1) 従業員の数が20人（商業、サービス業は5人）以下の個人及び会社 (ただし、(2)に掲げるものを除く。) (2) 従業員の数、その業種ごとに政令で定める数以下の個人及び会社 (3) 事業協同小組合 (4) 従事する組合員の数20人以下の企業組合 (5) 従業員の数20人以下の協業組合 (6) 従業員の数20人以下の医業法人（ただし、(1)～(5)を除く。)	1,250万円 〔本件融資を含めた保証付融資残高が1,250万円まで〕
	短期資金 (基本融資条件に該当する方)	3,000万円
新 産 業 振 興 資 金	創業者支援資金 次のいずれかに該当する方（特定非営利活動法人を除く。） 1 事業を営んでいない個人で、認定特定創業支援事業による支援を受けて6か月以内に新たに事業を開始する（会社の場合は当該会社が6か月以内に設立し、かつ事業を開始する）具体的計画を有し、創業関連保証が成立する方 2 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する（会社の場合は当該会社が2か月以内に設立し、かつ事業を開始する）具体的計画を有する方 3 事業を営んでいなかった個人、又は、その個人によって設立された会社で、事業開始後5年を経過していない中小企業者。ただし岐阜市内で事業開始後1年を超える方については、本表上記基本融資条件に該当する方 4 廃業後5年以内の方で、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たす方 (1) 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する（会社の場合は当該会社が2か月以内に設立し、かつ事業を開始する）具体的計画を有する方 (2) 事業開始後5年未満の中小企業者	1の方は 1,500万円 2と4の方は 1,000万円 3の方は 2,000万円
	〈新分野進出支援枠〉 次のいずれかに該当する方 1 新分野（事業転換を含む）へ進出を図ろうとする方で、進出先の事業が当該企業の事業活動の相当程度（生産額等でみて概ね4分の1以上）を占める見込みである方 2 岐阜市事業創造支援補助金のうち、産学官連携事業補助金又は新規事業開発補助金の交付決定を受けた方 3 売電事業に係る施設の整備や機械を導入する場合の設備資金を必要とする方	8,000万円
	〈省エネ・エコ促進枠〉 次のいずれかに該当すること。 1 省エネルギー機械、新エネルギー利用機械や産業廃棄物排出抑制機械を導入する場合等の設備資金 2 1に関連した人材育成や外部専門サービスの利用を図る場合等の運転資金 3 その他、地球環境の保全・改善を図るのに要する資金	8,000万円
	〈重点施策枠〉 次のいずれかに該当する方 1 2期岐阜市中心市街地活性化基本計画（平成24年6月28日内閣総理大臣認定）の計画区域内において、次のいずれかに該当する方 (1) 卸売業・小売業・サービス業の店舗又は事業所を新たに設置して事業を行う方 (2) 卸売業・小売業・サービス業の既存の店舗又は事業所で継続して事業を行う方 2 受動喫煙防止対策のために、次のいずれかに該当する方 (1) 受動喫煙防止対策のための施設の整備や機械を導入する方 (2) (1)の設備や機械を導入するための、調査等を行う方 (3) その他、受動喫煙防止対策を推進するのに資金を要する方 3 AI（人工知能）技術を適用したソフトウェア又はAI活用関連機器の開発を行う方	1と2の方は 1,000万円 3の方は 3,000万円

- 3 市税を完納していること（創業者支援資金の一部、みらい戦略資金重点施策枠の一部及び事業所建設等促進資金の一部は除く。）。
- 4 資金の返済が確実と認められること。

期 間	返済方法	融 資 条 件						申込受付場所
		据置期間	利 率	担 保	連帯保証人	信用保証料	保証料補填	
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等 返済	1年以内	年1.70%	必要に応じて求める。	〔個人〕原則として不要 〔法人〕代表者（実質経営者を含む）	0.45%～1.90%	0.00%～0.50%	市内の ・普通銀行 ・信用金庫 ・商工信用組合 ・商工中企 ・ぎふ農協 ・岐阜県信用農業協同組合連合会 の本支店 〔岐阜市信用保証協会 会約定書締結金融機関に限る〕
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内 （一括返済は1年以内）	元金均等返済又は一括返済	1年以内	年1.00%	原則として無	〔個人〕原則として不要 〔法人〕代表者（実質経営者を含む）	0.50%～2.20% ただし、中小企業信用保険法第3条の3に定める特別小口保険の保険関係が成立する方については、0.65%とする。	0.50%～1.70% ただし、中小企業信用保険法第3条の3に定める特別小口保険の保険関係が成立する方については、0.65%とする。	
運転資金 1年以内	元金均等返済又は一括返済	1年以内	年1.40%	必要に応じて求める。	〔個人〕原則として不要 〔法人〕代表者（実質経営者を含む）	0.45%～1.90%	0.00%～0.50%	
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等返済	1年以内	年1.20%	1、2、4の方については、個人の場合は無担保、無保証人とし、会社の場合は無担保、代表者を保証人とする。3の方については、必要に応じて求める。ただし、中小企業信用保険法第3条の2に規定する無担保保険関係で、創業関連特例保険又は創業等関連特例を適用する個人の場合は、無担保、無保証人とし、会社の場合は無担保、代表者を保証人とする。		0.45%～1.90% ただし、中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険の保険関係であって創業関連特例、創業等関連特例が成立する方については、0.80%とする。	0.45%～1.90% ただし、中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険の保険関係であって創業関連特例、創業等関連特例が成立する方については、0.80%とする。	
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等返済	1年以内	年1.20%	必要に応じて求める。	〔個人〕原則として不要 〔法人〕代表者（実質経営者を含む）	0.45%～1.90%	0.35%～1.20%	
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等返済	1年以内	年1.20%	必要に応じて求める。	〔個人〕原則として不要 〔法人〕代表者（実質経営者を含む）	0.45%～1.90% ただし、中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険の保険関係であって創業関連特例、創業等関連特例が成立する方については、0.80%とする。	0.45%～1.90% ただし、中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険の保険関係であって創業関連特例、創業等関連特例が成立する方については、0.80%とする。	

資金名	融 資 対 象 者	限 度 額
新 産 業 振 興 資 金	雇用促進資金 適切な計画の下に事業拡大等を図り、融資実行日より1年以内に新たに雇用保険被保険者を1人以上雇用する方	3,000万円
	事業所建設等促進資金 次のいずれかに該当する方 1 適切な計画の下に事業所の市内適地への移転もしくは建設又は現在事業地での事業所の建替・増改築を行おうとする方 2 次のいずれにも該当する方 (1) 本市の工場適地に新規立地しようとする市外企業で、製造業又は市長が特に認める事業を営む株式会社、有限会社、合資会社又は合名会社 (2) 新規立地に伴い雇用効果、下請波及効果等の経済効果が相当程度見込まれること。	1億5,000万円
経 営 環 境 変 動 対 策 資 金	〈経営支援枠〉 最近の経済的環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等で、下記の条件のいずれかに該当する方 1 最近3か月の売上が前年同期の売上に消費税抜きで比較して、5%以上減少していること。 2 直近の単年度決算において、損失が生じ経営の安定に困窮していること。	1億円
	〈セーフティネット支援枠〉 最近の経済的環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等で、次の条件のいずれかに該当する方 1 中小企業信用保険法第2条第5項に定める認定を受けていること。(※) 2 中小企業信用保険法第3条に規定する普通保険又は同法第3条の2に規定する無担保保険の保険関係であって災害関係特例が成立する方 3 中小企業信用保険法第3条の3に規定する特別小口保険の保険関係であって災害関係特例が成立する方 ※セーフティネット保証制度5号の要件である「売上高の減少率」について、売上高の比較は消費税抜きで行う	1億円
資 金	ぎふし経営力強化資金 金融機関、認定経営革新等支援機関の支援を受け、自ら事業計画の策定、実行、進捗報告を行う方	1億円
	ぎふし返済おまとめ資金 次のいずれかに該当する方 1 岐阜市中小企業融資制度のいずれかの資金を利用しており、その資金の元金の償還を行っている方で、適切な事業計画の下に、その残高の借換えを受ける方 2 岐阜市中小企業融資制度のいずれかの資金(※)と岐阜市信用保証協会の信用保証付き融資(※)を利用し、それぞれについて元金の償還を行っている方で、次の条件の全てに該当する方 (1) 旧債務を借り換えることにより、経営の安定や改善が図られる等、資金導入の効果が期待できる方 (2) 最近3か月の売上が前年同期の売上に消費税抜きで比較して5%以上減少している方 ※一部制度を除きます。	8,000万円



期 間	融 資 条 件						申込受付場所	
	返済方法	据置期間	利 率	担 保	連帯保証人	信用保証料		保証料補填
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等 返済	1年以内	年1.10%	必要に 応じて 求める。	〔個人〕原則として不要 〔法人〕代表者(実質経営者を含む)	0.45%～1.90%	0.35%～1.20%	市内の ・普通銀行 ・信用金庫 ・商工信用組合 ・商工中金 ・ぎふ農協 ・岐阜県信用農業 協同組合連合会 の本支店 〔岐阜市信用保証 協会約定書締結 金融機関に限る〕
設備資金 15年以内	元金均等 返済	1年以内	年1.20%	必要に 応じて 求める。	〔個人〕原則として不要 〔法人〕代表者(実質経営者を含む)	0.45%～1.90%	0.35%～1.20%	
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等 返済	1年以内	年1.30%	必要に 応じて 求める。	〔個人〕原則として不要 〔法人〕代表者(実質経営者を含む)	0.45%～1.90%	0.45%～1.90%	
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等 返済	1年以内	年1.30% ただし、責任共有制度対象外のものは年1.10%とする。	必要に 応じて 求める。	〔個人〕原則として不要 〔法人〕代表者(実質経営者を含む)	0.90% (中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第6号) 0.68% (中小企業信用保険法第2条第5項第7号～第8号) 0.80% (中小企業信用保険法第3条に定める普通保険又は中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険の保険関係であって災害関係特例) 0.65% (中小企業信用保険法第3条の3に定める特別小口保険の保険関係であって災害関係特例)	0.90% (中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第6号) 0.68% (中小企業信用保険法第2条第5項第7号～第8号) 0.80% (中小企業信用保険法第3条に定める普通保険又は中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険の保険関係であって災害関係特例) 0.65% (中小企業信用保険法第3条の3に定める特別小口保険の保険関係であって災害関係特例)	
設備資金 7年以内 運転資金 5年以内 ただし、岐阜市信用保証協会の信用保証付き融資の借換資金は10年以内(一括返済は1年以内)	元金均等 返済 又は 一括返済	1年以内	年1.40%	必要に 応じて 求める。	〔個人〕原則として不要 〔法人〕代表者(実質経営者を含む)	0.50%～2.00% ただし、責任共有制度対象の場合については、0.45%～1.75%とする。	0.50%～2.00% ただし、責任共有制度対象の場合については、0.45%～1.75%とする。	
設備資金 10年以内 運転資金 10年以内	元金均等 返済	1年以内	年2.90% 以下の固定 ただし、岐阜市の融資制度を利用しており借換えを必要としている場合は、年1.60%とする。	必要に 応じて 求める。	〔個人〕原則として不要 〔法人〕代表者(実質経営者を含む)	0.45%～1.90%	0.00%～0.50%	

岐阜市信用保証協会の財政（市からの財政援助）

(ア) 基本財産

(平成29年3月31日現在)

基本財産（A+B）	6,763,902（千円）
A 基金	3,167,090
1 出捐金	2,408,683
(1) 平成28年度までの市出捐金（国基金補助金含む*）	2,407,713
(2) 昭和42年度までの金融機関出捐金	900
(3) 業者及び業者団体出捐金	70
2 負担金	758,407
(1) 平成27年度までの金融機関負担金	751,227
(2) 業者及び業者団体負担金	7,180
B 基金準備金	3,596,812
平成27年度までの累計	3,548,876
平成28年度繰入額	47,936

\* 国基金補助金はこれまで取崩した額を差し引いた残額

(イ) 平成28年度出捐金

出捐金（市） 10,000千円

(ウ) 保証債務限度額（平成29年3月31日現在）

基本財産 6,763,902千円

定款倍率限度額 × 37.5倍

合計 253,646,325千円

別表 中小企業振興補助金制度

事業の種類	対象事業	補助率又は補助額	補助限度額		
			法的団体	任意団体	
高度化事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）の規定による資金の貸付が決定された施設（機械設備）を設置した場合	高度化対象機械設備の費用の1/10以内（ただし、30,000,000円を超える場合は、当該費用の2/100を加算する。）	6,000,000円	設定なし	
中小企業団体事業	団体が実施する人材育成事業等の年間運営事業	補助対象経費の1/5以内	設定なし	設定なし	
中小企業振興事業	団体が実施する振興事業、研修会、講演会等の事業	補助対象経費の1/5以内	設定なし	設定なし	
地場産業活性化奨励事業	団体が実施する事業で、岐阜県の定める中小企業販路開拓等支援事業費補助金の交付対象であって、補助対象経費が3,000,000円以上となるもの	海外見本市等の開催又は出展に要する経費	(間接補助) 補助対象経費の2/3以内（ただし、市負担額は、県補助額と同額以内とする。） (直接補助) 補助対象経費の1/3以内（ただし、市補助額は、県補助額と同額以内とする。）	(間接補助) 5,000,000円 (直接補助) 2,500,000円	(間接補助) 5,000,000円 (直接補助) 2,500,000円
		販売行為のない国内見本市等の開催に要する経費	(間接補助) 補助対象経費の2/3以内（ただし、市負担額は、県補助額と同額以内とする。） (直接補助) 補助対象経費の1/3以内（ただし、市補助額は、県補助額と同額以内とする。）	(間接補助) 4,000,000円 (直接補助) 2,000,000円	(間接補助) 4,000,000円 (直接補助) 2,000,000円
		販売行為のない国内見本市等の出展に要する経費	(間接補助) 補助対象経費の2/3以内（ただし、市負担額は、県補助額と同額以内とする。） (直接補助) 補助対象経費の1/3以内（ただし、市補助額は、県補助額と同額以内とする。）	(間接補助) 3,000,000円 (直接補助) 1,500,000円	(間接補助) 3,000,000円 (直接補助) 1,500,000円
		販売行為のある国内見本市等の開催又は出展に要する経費	(間接補助) 補助対象経費の2/3以内（ただし、市負担額は、県補助額と同額以内とする。） (直接補助) 補助対象経費の1/3以内（ただし、市補助額は、県補助額と同額以内とする。）	(間接補助) 2,000,000円 (直接補助) 1,000,000円	(間接補助) 2,000,000円 (直接補助) 1,000,000円
特定商業地活性化事業	第2条第1号ウ及びオに規定する団体が商店街活性化のため実施する事業で岐阜県等の補助の対象となるもの	補助対象経費の1/3以内で、県等の補助額と同額以内（ただし、県等の補助額が補助対象経費の1/3を超える場合にあっては、補助対象経費から県等の補助額を除いた額の1/2以内とする。）	設定なし	設定なし	
共同施設建設等事業	団体が、共同施設等を新設し、又は修繕する事業	街路灯	法的団体 補助対象経費の1/4以内（ただし、県補助金がある場合は、1/2以内とする。） 任意団体 補助対象経費の1/5以内（ただし、県補助金がある場合は、2/5以内とする。）	6,000,000円	4,000,000円
		アーケード	法的団体 補助対象経費の1/4以内（ただし、県補助金がある場合は、1/2以内とする。） 任意団体 補助対象経費の1/5以内（ただし、県補助金がある場合は、2/5以内とする。）	15,000,000円	10,000,000円
		カラ舗装	法的団体 補助対象経費の1/4以内（ただし、県補助金がある場合は、1/2以内とする。） 任意団体 補助対象経費の1/5以内（ただし、県補助金がある場合は、2/5以内とする。）	10,000,000円	8,000,000円
		その他の共同施設等	法的団体 補助対象経費の1/4以内（ただし、県補助金がある場合は、1/2以内とする。） 任意団体 補助対象経費の1/5以内（ただし、県補助金がある場合は、2/5以内とする。）	5,000,000円	3,000,000円
商店街ファサード整備事業	商店街振興組合が実施する街路に面する店舗の外観、看板等の景観を統一する整備事業	補助対象経費の1/3以内	上限 6,000,000円 下限 1,000,000円	設定なし	
共同施設維持管理事業	団体が、共同施設を維持管理する事業	補助対象経費の1/5以内	設定なし	設定なし	
伝統的工芸品振興事業	伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱（平成21・03・02財製第3号）第4条各号に掲げる補助対象事業で、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第4条第1項の規定により認定を受けた振興計画に基づき実施される事業	補助対象経費から国・県補助金を除いた額以内	設定なし	設定なし	
	同振興計画に基づき実施される事業で、市長が必要と認める単独事業	補助対象経費の1/2以内	設定なし	設定なし	
フレッシュあきんど育成事業	団体が実施する商業起業育成支援事業	補助対象経費の3/4以内	設定なし	設定なし	
商店街活性化研修支援事業	商店街振興組合連合会が実施する研修事業	補助対象経費の1/2以内	150,000円	設定なし	
商店街活性化合意形成支援事業	中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に位置付けられた事業を実施するに当たり、商店街振興組合等が商業関係者、地権者等の合意形成を行う事業	補助対象経費の85/100以内（ただし、県補助金がある場合は、補助対象経費の85/100以内から県補助金を除いた額とする。）	3,000,000円	設定なし	
商店街情報発信拠点事業	団体が実施する商店街の情報発信及びサロン、休憩所等の拠点を整備・運営する事業	補助対象経費から国の補助金を除いた額以内	12,000,000円	設定なし	
商店街買物弱者支援事業	第2条第1号ウに規定する団体が買物弱者対策のために実施する事業	補助対象経費の1/3以内	2,000,000円	設定なし	
中心市街地にぎわい創出事業	中心市街地の活性化に関する法律第9条第10項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に定める中心市街地内において、商店街振興組合連合会、第2条第1号カ（エ）に掲げる団体又は同条第3号に掲げる法人に該当するものがにぎわい創出を図るために実施する事業	補助対象経費の1/3以内	3,000,000円	設定なし	
経営改善普及事業	岐阜商工会議所中小企業相談所又は柳津町商工会が実施する経営改善普及事業	補助対象経費から手数料等収入及び国・県補助金を除いた額以内	岐阜商工会議所 14,000,000円 柳津町商工会 9,000,000円	設定なし	
市長が特に必要と認めた事業		市長がその都度決定する。	設定なし	設定なし	

備考

- 1 県等とは、県及び公益財団法人岐阜県産業経済振興センターをいう。
- 2 買物弱者とは、流通機能及び交通網の弱体化に伴い、食品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている者をいう。

## (10) 中小企業労務対策

### ア 勤労者福祉対策

(ア) 勤労者の生活安定と福祉向上を図るため、岐阜市勤労者生活資金融資制度を設け、一時的に必要な資金を融資している。(申込受付は随時)

融資対象者		(1)市内に1年以上居住し、かつ、同一事業所に1年以上継続して勤務している方 (2)満20歳以上で、返済完了時に満70歳以下の方 (3)市税を完納している方 (4)取扱金融機関の定める要件を備えている方	融資条件	返済期間	6年以内
				返済方法	元利均等月賦償還
資金使途		教育費、医療費、冠婚葬祭費、家屋修繕費、生活必需品購入等	申込書類	保証人	必要に応じて求める
					(1)勤労者生活資金融資申込書 (2)住民票 (3)市税完納証明書 (4)所得証明書 (5)見積書 (6)印鑑登録証明書 など
融資条件	融資金額	1世帯200万円以内(1万円単位)	申込受付	取扱金融機関窓口	
	融資利率	年利3.50%(保証料を含む)	取扱金融機関	十六銀行の市内本・支店	

(イ) 勤労者の住生活の改善を促進し、合わせて福祉の向上に資するため、岐阜市勤労者耐震リフォーム資金融資制度を設け、一時的に必要な資金を融資している。(申込受付は随時)

融資対象者		(1)岐阜市内に自ら居住する専用住宅(併用住宅を除く)である方 (2)同一事業所に1年以上継続して勤務している方 (3)満20歳以上で、返済完了時に満70歳以下の方 (4)市税を完納している方 (5)岐阜市建築物等耐震化促進事業の木造住宅に係る住宅耐震補強工事費補助金対象者である方 (6)取扱金融機関の定める要件を備えている方	融資条件	返済期間	10年以内
				返済方法	元利均等月賦償還
資金使途		耐震補強工事に連動して実施されるリフォーム等に関する経費全ての資金	申込書類	保証人	必要に応じて求める
					(1)勤労者耐震リフォーム資金融資申込書 (2)住民票 (3)市税完納証明書 (4)所得証明書 (5)工事見積書又は工事契約書の写し (6)建物平面図 (7)印鑑登録証明書 (8)岐阜市が発行する補助金等交付決定通知書 など
融資条件	融資金額	1世帯1物件10万円以上300万円以内(10万円単位)	申込受付	取扱金融機関窓口	
	融資利率	年利2.80%(保証料を含む)	取扱金融機関	十六銀行の市内本・支店	

(ウ) 事業者の住生活の改善を促進し、合わせて福祉の向上に資するため、岐阜市事業者等耐震リフォーム資金融資制度を設け、一時的に必要な資金を融資している。(申込受付は随時)

融資対象者		(1)岐阜市内に自ら居住する専用住宅(併用住宅を除く)である方 (2)同一事業を3年以上継続して営業している方 (3)満20歳以上で、返済完了時に満70歳以下の方 (4)市税を完納している方 (5)岐阜市建築物等耐震化促進事業の木造住宅に係る住宅耐震補強工事費補助金対象者である方 (6)取扱金融機関の定める要件を備えている方	融資条件	返済期間	10年以内
				返済方法	元利均等月賦償還
資金使途		耐震補強工事に連動して実施されるリフォーム等に関する経費全ての資金	申込書類	保証人	必要に応じて求める
					(1)事業者等耐震リフォーム資金融資申込書 (2)住民票 (3)市税完納証明書 (4)所得証明書 (5)工事見積書又は工事契約書の写し (6)建物平面図 (7)印鑑登録証明書 (8)岐阜市が発行する補助金等交付決定通知書 など
融資条件	融資金額	1世帯1物件10万円以上300万円以内(10万円単位)	申込受付	取扱金融機関窓口	
	融資利率	年利2.80%(保証料を含む)	取扱金融機関	十六銀行の市内本・支店	

(エ) 勤労者の福祉増進及び文化向上のために勤労会館を管理運営。

・岐阜市勤労会館

所在地 曙町4丁目19番地1  
構造規模 鉄筋コンクリート造2階建  
建物延面積 383.27㎡  
土地面積 421.08㎡  
運営管理 岐阜地区労働組合協議会が指定管理者として運営を行っている。

(オ) 勤労者の健康保持、教養文化等の福祉向上を図るためサンライフ岐阜を管理運営。

・サンライフ岐阜

所在地 長良1029番地3  
構造規模 鉄筋コンクリート造2階建  
建物延面積 1,369.72㎡  
土地面積 2,319.27㎡  
運営管理 株式会社技研サービスが指定管理者として運営を行っている。

## イ 雇用安定対策

### (ア) 人材確保サポート奨励金

若年者、中高年齢者及び障がい者の雇用促進のため、市内の事業主が国のトライアル雇用を引き続き、これら対象者を常用雇用した場合に奨励金を交付している。

### (イ) 若年者就職バックアップ事業

若年者就職説明会  
ニートやフリーターと求人企業との接点を創出するためのセミナーや就職相談会を開催し、就労支援を図る。

### (ウ) 岐阜市U（アンダー）35しごとフェア

若年求職者と地元企業等が出会う機会を増やし、マッチングを図るため、「市内企業就職合同説明会」を年1回開催する。

参加企業 約70社、参加人員 約200人

### (エ) 岐阜市転職フェア in the evening

転職希望者と人材を求める地元企業等とのマッチングを図るため、「市内企業転職合同説明会」を年1回開催する。

参加企業 約40社、参加人員 約150人

### (オ) 就職パワーアップセミナー

一般求職者向け、女性向け、介護・福祉職希望者向けの就職支援セミナーを年各1回ずつ開催する。（定員各30名）

### (カ) 高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）

高齢者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短

期的なもの、またはその他の軽易なものを組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用ができるようにし、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的として、昭和56年1月16日に社団法人岐阜市シルバー人材センターが設立され、平成25年4月1日に公益社団法人へ移行した。

シルバー人材センターの運営・活動については、国の高齢者就業機会確保事業の適用を受け、市が援助、育成を図り、高齢者の就業機会の確保に努めている。

### 事業概況（平成28年度）

会員数	1,854人
受注件数	11,812件
就業延人日	163,440人日
就業実人員	1,541人
就業率	83.1%
受注金額	636,117,215円
1件当たり配分金	46,902円
1人1日あたり配分金	3,390円

### (キ) 職業相談

毎週火～金曜日、職業相談員による職業相談を実施している。

### (ク) 労働なんでも相談

毎週金曜日、社会保険労務士による労働なんでも相談を市民相談室において実施している。

### (ケ) 勤労者・事業主のためのガイド

勤労者及び事業主に対し雇用、労働に関する国・県・市の各種制度等の情報をホームページ上で紹介している。

### (コ) 就職イベント情報

市内で開催される求職者向けの就職支援セミナー、合同企業説明会等の情報をホームページ上で紹介している。

### (サ) 労働実態調査

市内における民間企業の労働条件などを調査し、行政上の基礎資料を得るため労働実態調査を実施。結果を岐阜市ホームページに掲載している。

## ウ 労働関係

### 岐阜市勤労者福祉事業補助金

市内勤労者の福祉の増進を図るために労働団体が実施する各種事業に対する支援を行っている。

## 2 観 光

### (1) 概 要

岐阜市といえば「長良川の鵜飼」がすぐ連想される。それほどこの鵜飼は本市を象徴する国際的な観光資源となっている。本市はこの鵜飼が営まれる背景となる名水百選の長良川、豊かな自然の金華山に代表される美しい風光を大切に育て、自然と都市環境との調和した格調ある観光都市を志向している。

観光客の誘致についてはメディアや旅行エージェントへの積極的な働きかけや観光展、観光キャンペーン、情報化時代に対応したインターネットによる多面的宣伝を行っている。また最近の観光の実態が点を結ぶルート観光が多いことから県内外観光地との連携強化にも努めている。

### (2) 岐阜市観光案内所

J R岐阜駅2階に平成9年3月2日にオープンし、年中無休で午前9時から午後8時まで、観光客に観光情報の提供、各種コンベンションの案内を行っている。平成28年10月には、より利便性を向上させるため、リニューアルオープンした。

また、平成18年6月には、外国人対応可能な案内所として、日本政府観光局（J N T O）より、「ビジットジャパン案内所」に指定され、平成24年10月には、外国人観光案内所カテゴリー2に認定された。

\*カテゴリー2：少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐。広域の案内を提供。

### (3) 主な観光施設

#### ア 金華山

金華山は別名稲葉山、一石山、破鏡山とも呼ばれ、古くから多くの詩歌によまれた有名な山で、水成岩による岩石層から成っており、山全体一大岩石の様相を呈するとともに、約200haに及んでいる。また、御料林、国有林として長く斧鉞（ふえつ）を加えられなかったため、都会地には珍しい森林の美が保存されている。なお、植物は114科715種（薬草9種）があり、椎の原始林やシダ類の群落自生で有名である。

また、金華山一体は「鳥獣保護区」に指定されており、きじ、やまどり、りす等が生息し、特に動物中でも7割を占める昆虫は「ギフチョウ」をはじめ、5,000～10,000種がみられ植物昆虫学上の宝庫ともいわれる貴重な山である。

#### イ 長良川の鵜飼

・国重要有形民俗文化財（昭和30年4月22日

指定）

長良川鵜飼用具一式122点

・国重要無形民俗文化財（平成27年3月2日指定）

長良川の鵜飼漁の技術（長良川鵜飼（岐阜市）

・小瀬鵜飼（関市））

・岐阜市重要無形民俗文化財

長良川鵜飼観覧船造船技術（平成22年3月29日指定）

鵜匠家に伝承する鮎鮎製造技術（平成22年3月29日指定）

長良川鵜飼観覧船操船技術（平成24年3月23日指定）

1300年以上の歴史を誇る鵜飼は、今もなお長良川の清流に独特の風情を醸し出している。

鵜飼は毎年5月11日から10月15日まで鵜飼休みの日と増水時を除き毎夜概ね午後7時30分から午後9時までの間に長良川で行われる。

観覧船出船数・乗船者（平成28年）

月	5	6	7	8
出船数	189	476	830	854
乗船者	6,710	15,653	27,150	28,490

月	9	10	合 計
出船数	681	298	3,328
乗船者	21,458	9,192	108,653

観覧船乗船者地区別人員（平成28年）

区 分	県 内	東 海	北 陸	近 畿
乗船者	56,317	20,593	1,470	6,462
比 率	51.8	19.0	1.4	5.9

区 分	関東・甲信越	その他	外 国	合 計
乗船者	17,337	3,744	2,730	108,653
比 率	16.0	3.4	2.5	100.0

#### ウ 長良川温泉

昭和34年12月市内北部三田洞地区で簡易水道に供するためのボーリング中に、飲料水には不適當な水の湧出があった。その水を県衛生研究所で分析を行ったところ、単純鉄冷鉱泉であることが判明、この泉源の有効利用について種々検討を行った結果、同地区にまず鉱泉を利用した老人福祉施設「三田洞神仏温泉」を建設（昭和43年2月）、続いて長良川畔に供給管を敷設する事業を進め、昭和43年10月30日長良川温泉通水式を挙げるに至った。現在7施設（厚生施設1、旅館等6）に供給している。

エ 岐阜城（本丸跡、二の丸跡、上格子門跡、馬場跡、千畳敷跡、御手洗池、井戸跡等史跡として昭和32年2月12日岐阜市指定）

岐阜城の歴史は、西暦1201年鎌倉幕府が二階堂山城守行政に命じて、築城したことから始まったが、戦国時代の80年間（1520～1600）が歴史上、着目されている。

主な城主としては、斎藤道三、織田信長などを挙げることができる。特に、織田信長は永禄10年（1567年）9月に入城し、天下統一への拠点とした。その後、幾人もの城主を迎えることとなるが、関ヶ原の合戦の後、岐阜城の天守閣、櫓、石垣等は加納城に移設されたことにより、明治43年の模擬天守閣の完成までの間、金華山頂には300年間天守閣が無かった。

その後、昭和18年に模擬天守閣も焼失したが、昭和31年7月25日岐阜城再建期成同盟によって現在金華山頂に雄姿を見せている岐阜城が再建された。鉄筋コンクリート造三層四階延461.77㎡、棟高17.7m、史料展示施設あるいは展望台として行楽客に親しまれている。

なお岐阜城は、再建以来40年余りの歳月を経て老朽化が進み、平成8年11月から屋根瓦を中心とした大改修を行い、平成9年10月4日に新装オープンした。

また、平成13年から、築城800年の記念事業を皮切りに、期間限定で開館時間を延長してパノラマ夜景事業を行っている。

さらに平成23年2月には、金華山一帯が「岐阜城跡」として国史跡に指定された。これは、城跡の山頂部だけでなく山一帯が「山城」として機能していたと認められたものである。

入場者数（平成28年）

月	1	2	3	4	
人数	14,535	11,387	21,822	20,649	
月	5	6	7	8	
人数	31,715	14,450	20,937	36,495	
月	9	10	11	12	合計
人数	19,234	23,770	20,124	14,096	249,214

#### オ 岐阜城資料館（昭和50年4月完成）

岐阜城の東南側に昔の武器庫、食糧庫を隅やぐら城郭造りに復元したもので、内部には岐阜城関係の資料等が陳列されている。

構造 鉄筋コンクリート造軸体鉄骨小屋組日本瓦葺葺

建物延面積 113.40㎡

#### カ 金華山ドライブウェイ

岐阜公園の南、金華山大手登山口から南へ市街地沿いに延びた丘陵地帯を開発したドライブウェイは、金華山総合開発の一環として普通失業対策事業として昭和25年以来計画されたもので、市

街地を眼下に山肌を縫って屈曲する景観はまさに東海の六甲ともいふべきものである。

#### キ 岐阜公園

岐阜市の中央、金華山の西麓にある、大自然に包まれた公園。面積は20万㎡で、明治21年に開園したものである。ここはかつて稲葉山城、岐阜城の主であった斎藤道三、織田信長の居館跡であり、当時その美麗豪邸なることは、あたかも地上の楽園であったといわれている。現在、園内には板垣退助遭難の地に建てられた板垣伯の銅像、三重塔、名和混虫博物館、信長公居館跡、来園者休憩所・立札茶席などが設置されている。また平成21年には岐阜公園総合案内所が完成し、「信長公の鼓動が聞こえる歴史公園」として整備が進められている。

#### ク 年中行事

ぎふ梅まつり	（3月上旬 梅林公園）
岐阜まつり	（4月第1土・翌日曜日）
道三まつり	（ ” ” ）
手力の火祭	（4月第2土曜日 手力雄神社）
長良川鶴飼開き	（5月11日 長良川畔）
長良川まつり	（7月16日 長良川畔）
全国選抜長良川中日花火大会	（7月最終土曜日 長良川畔）
全国花火大会	（8月第1土曜日 長良川畔）
手力の火祭・夏	（8月第2日曜日 長良川畔）
長良川薪能	（8月最終金曜日 長良川畔）
ぎふ信長まつり	（10月第1土・翌日曜日）
長良川鶴飼じまい	（10月15日 長良川畔）
池ノ上みそぎ祭	（12月第2土曜日 葛懸神社）
こよみのよぶね	（12月冬至の日 長良川畔）

#### （4）各種事業

##### ア 笑いと感動のまちづくり事業

地域の潜在的な文化観光資源「落語の祖・安楽庵策伝」を発掘、さらに観光資源として活用し、地域振興につなげようと平成15年度にスタートした。（落語の祖・安楽庵策伝を拠り所とした顕彰・活性化事業は平成13年度に“ぎふブラッシュアップ事業”の一環としてスタートしている。）主な事業として、歴史博物館での講座、市内各種団体が主催する落語会への共催、後援を実施した。また、安楽庵策伝生誕450年を記念し、平成16年2月に学生落語愛好家による落語選手権大会「第一回全日本学生落語選手権・策伝大賞」をNHK岐阜放送局との共同で開催し、その模様はNHKにおいて番組化され、全国に発信された。回数を重ねるごとに学生の中でも権威ある大会と

して認識され、入賞者の中にはプロの道に進む者も現れている。

## (5) コンベンション都市推進事業

昭和63年に「国際コンベンションシティ」の指定を経て、平成元年5月には、ソフト事業の中心となる「財団法人岐阜コンベンション・ビューロー」が発足し本格的な活動を開始した。このビューローは、官民一体となって国内外からの各種コンベンションを誘致するとともに、岐阜市で開催されるコンベンションの支援などを具体的に行う機関として設立された。平成元年11月には、コンベンション振興基金によるコンベンション開催準備資金の無利息融資、開催経費の助成制度をスタートさせ、以後誘致・支援活動に取り組んでいる。その後、平成14年4月からコンベンションや観光客誘致のさらなる充実を図るため岐阜市観光協会と統合し、「財団法人岐阜観光コンベンション協会」となった。さらに平成21年に観光庁が策定した「MICEアクションプラン」により、平成22年を日本のMICE元年とする、訪日外国人の拡大を目指すプログラムの一環としてコンベンションのみならずMICE (Meeting: 企業等の会議、Incentive: 企業の特典・研修旅行、Convention: 国際会議、Event/Exhibition: イベント・展示会) の推進に積極的に取り組んでおり、平成25年4月には公益法人制度改革に基づき公益財団法人岐阜観光コンベンション協会へと移行した。一方、本市は、国際会議などを開催する施設、コンベンションの支援体制、宿泊施設などの充実が国に認められ、「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際会議の振興に関する法律」(コンベンション法)に基づき、平成6年10月に運輸省(現国土交通省)から「国際会議観光都市」に認定されたのを契機に、より一層、国際及び全国規模のコンベンション誘致を初め、国際相互理解の推進、地域の活性化の実現に取り組んできた。

ハード面においては、平成7年9月に世界的な建築家安藤忠雄氏の設計による「長良川国際会議場」をオープンさせ、「岐阜メモリアルセンター」、「ぎふ清流文化プラザ」及び「長良川スポーツプラザ」を含めた性格の異なる施設で構成される世界初の10万人規模の複合施設集積群「世界イベント村ぎふ」を清流長良川畔に誕生させた。長良川国際会議場には、コンベンションが円滑に遂行されるようホテルが隣接している。こ

れにより、国際会議をはじめ学術、大会、文化産業及びスポーツなど様々なコンベンションの開催が可能になった。

今後も、公益財団法人岐阜観光コンベンション協会との連携のもと、MICEの誘致・開催や観光による誘客を通して、全国から、そして世界から人、モノ、情報があつまる「国際会議観光都市・岐阜」を目指していく。

### ア 観光コンベンション協会の概要

名 称	公益財団法人 岐阜観光コンベンション協会
事 務 所	神田町1丁目8番地の5 協和興業ビル6階
基本財産	1億1,724万円
事 業	

#### (ア) 公益目的事業

- ・コンベンション振興のための広報、宣伝、誘致及び受入
- ・コンベンション開催に係る支援
- ・観光振興のための広報、宣伝、誘致及び受入

#### (イ) 収益事業

- ・岐阜市が運営する観覧船事業への支援

#### (ウ) その他の事業

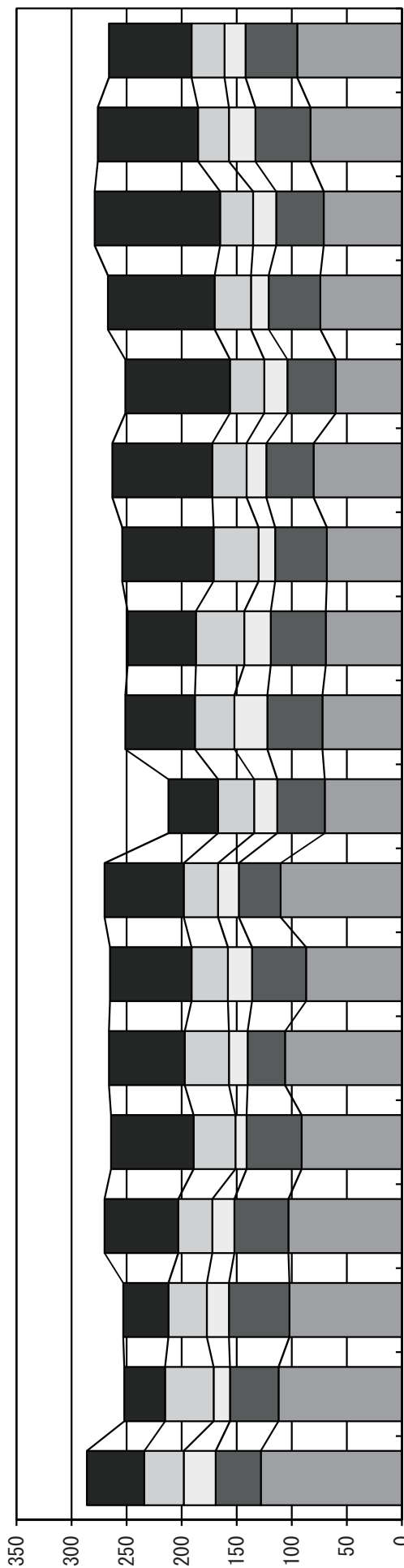
- ・観光セミナー及びMICEセミナーの開催 など



# コンベンション開催件数の推移

(東海地区以上の規模のコンベンション)

■大会 □学会 □展示会 □イベント □スポーツ



平成11年 平成12年 平成13年 平成14年 平成15年 平成16年 平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年

西暦	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
元号	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
大会	112	102	103	91	106	87	110	70	72	69	68	80	60	74	71	83	95
学会	44	55	49	50	34	49	38	43	50	50	47	43	44	47	43	50	47
展示会	15	20	20	10	17	22	19	21	30	24	15	18	21	16	21	24	19
イベント	44	35	31	38	40	33	31	33	36	44	41	31	31	33	30	28	30
スポーツ	37	41	67	75	69	74	72	45	63	62	83	91	95	97	114	91	75
計	252	253	270	264	266	265	270	212	251	249	254	263	251	267	279	276	266
備考	全国高校総合体育大会	ば・る・るプラザ岐阜オーブ						じゅうろくプラザオープン		市制120周年		東日本大震災未来会館閉館	ぎふ清流国体・ぎふ清流大会開催			ぎふ清流文化ふらざ、レクリエーション大会 in Giftu開催	

### 3 岐阜産業会館

#### (1) 設置経緯

地域産業の発展と地域社会の文化の向上に寄与するため、市制80周年記念行事の一環として、県と共同で設置、昭和45年8月6日竣工した。

#### (2) 管理運営

地方自治法第252条の2第1項の規定により、県と岐阜産業会館に関する事務を共同して管理及び執行するため岐阜産業会館運営管理協議会を設置し、地方自治法第244条の2第3項の規定により、会館の管理に係る指定管理者として「一般財団法人岐阜産業会館」を指定し、経費は県市折半としている。

#### (3) 施設概要

場 所	岐阜市六条南2丁目11番1号		
敷地面積	12,187㎡		
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造		
	地下1階、地上7階、塔屋3階		
規 模	建築面積	4,787㎡	
	延床面積	12,643㎡	
	低層部	3,067㎡	
	高層部	6,049㎡	
建設費	1,521,726千円		

#### (4) 施設内容

##### ア 大展示場

延2,180㎡（可動間仕切りにより分割利用可）、別棟で天井が高く、重量物あるいは大容積の展示品の搬入可能（積載トラックで入場可）、各種見本市、展示会、大会などに利用されている。

##### イ 中展示場

591㎡、小規模の商品展示会のほか、講演会、講習会などに利用されている。

##### ウ 小展示場

395㎡、小規模の商品展示会のほか、講演会などに利用されている。

##### エ ホール

固定席542席（改修工事が必要なため休止）

##### オ 会議室（2室）

100人収容の第1会議室及び、20人収容の第2会議室があり多くの人に利用されている。

##### カ その他の施設

上記のほか貸事務所24室、電算室（一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター）、駐車場（350台収容）がある。

#### (5) 使用料

（平成29年4月1日現在）

施設名	時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日	延長使用料 (1時間)
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
大 展 示 場		—	—	—	224,100円	21,480円
中展 示場	同時に大展示場を使用する場合でその使用者が異なる場合	—	—	—	45,360	4,340
	そ の 他 の 場 合	—	—	—	63,670	6,110
小 展 示 場		—	—	—	45,000	4,320
文化 ホール	土曜日・日曜日及び休日	9,500円	20,530円	26,780円	47,750	5,450
	そ の 他 の 日	7,780	17,490	20,530	38,020	4,380
第 1 会 議 室		7,200	9,300	10,680	24,580	2,590
第 2 会 議 室		2,300	2,900	4,050	8,230	880

備考 1 大展示場及び小展示場は、2分の1の面積に分割して使用することができ、この場合における使用料の額は、この表に定める額の2分の1の額とする。

2 使用者が入場料その他これに類する対価を入場者1人につき3,000円以上徴収して使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍とする。

※中展示場使用料、45,360円の使用面積は420㎡、63,670円の使用面積は591㎡である。

※使用料収入については、岐阜市と岐阜県がそれぞれ2分の1の額を収入する。

## 4 長良川国際会議場

### (1) 概要

長良川国際会議場は、岐阜市が国際コンベンション都市を目指して日本各地や世界の国々から人、モノ、情報が集まり、それらが活発に交流してにぎわうまちづくりを推進するため、総合交流拠点として平成7年9月1日にオープンした。

「金華山と長良川を建物の一部に取り込み、自然と調和した、岐阜にしかないものをつくりたい」という発想のもとに編み出したユニークな建物である。

1,684人(最大1,929人)を収容できるメインホールをはじめ国際会議室、大会議室、その他の会議室などのコンベンション施設のほか、4階までの吹き抜けの市民ギャラリー、金華山、長良川を借景とした階段状の屋上庭園を備えている。

設計は世界的な建築家・安藤忠雄氏。

### (2) 建物

名称	長良川国際会議場 (NAGARAGA WA CONVENTION CENTER)		
所在地	岐阜市長良福光2695番地2		
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階		
敷地面積	26,530.9㎡(隣接ホテル敷地含む)		
延床面積	19,264.52㎡		
開館	平成7年9月1日		
建物高さ	27.5m		
駐車場	地下駐車場(有料)	61台	
	長良ヶ丘駐車場(無料)	20台	
	「岐阜メモリアルセンター南駐車場」(有料)		
			269台 バス14台

建設費 135億円

運営管理 トリニティぎふが指定管理者として運営を行っている。

### (3) 施設概要

施設	面積	収容定員
メインホール	舞台 705㎡	1,684席 身障者用 3席 (最大1,929席)
大ホール使用 (1階席、2階席を使用)		1,290席 身障者用 3席
中ホール使用 (1階席のみ使用)		
練習室	98㎡	
国際会議室	300㎡	スクールスタイル 80席
大会議室	400㎡	スクールスタイル 306席 シアタースタイル 450席
第1会議室	42㎡	スクールスタイル 24席 口の字スタイル 24席
第2会議室	66㎡	スクールスタイル 42席 口の字スタイル 36席
第3会議室	66㎡	スクールスタイル 42席 口の字スタイル 36席
第4会議室	42㎡	スクールスタイル 24席 口の字スタイル 24席
第5会議室	85㎡	スクールスタイル 54席
特別会議室	68㎡	対面スタイル 12席

### (4) 施設の利用料金

(平成29年4月1日現在)

施設名	時間区分	午前	午後	夜間	全日	時間外使用	
		8:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:30	8:00~21:30	1時間につき	30分間
メインホール		円	円	円	円	円	円
大ホール使用 (1階席、2階席を使用)	平日	55,540	91,640	111,080	224,940	27,770	13,880
	土・日・休日	72,200	119,410	144,410	293,040	36,100	18,050
中ホール使用 (1階席のみを使用)	平日	43,090	69,420	84,750	169,400	21,080	10,540
	土・日・休日	55,540	90,300	109,740	220,830	27,360	13,680
ホワイエ使用 (舞台・客席以外を使用)	平日	16,660	27,490	33,320	67,480	8,330	4,160
	土・日・休日	21,660	35,820	43,320	87,910	10,830	5,410
舞台練習使用 (舞台のみを使用)	平日	8,610	13,880	16,950	33,880	4,210	2,100
	土・日・休日	11,100	18,060	21,940	44,160	5,470	2,730
撮影使用	平日	8,610	13,880	16,950	33,880	4,210	2,100
	土・日・休日	11,100	18,060	21,940	44,160	5,470	2,730
練習室		3,700	6,060	7,500	15,320	1,850	920
施設名	時間区分	午前	午後	夜間	全日	時間外使用	
		9:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:30	9:00~21:30	1時間につき	30分間
国際会議室		25,090	40,320	40,320	94,420	9,970	4,980
大会議室		26,640	42,780	42,780	99,970	10,690	5,340
第1会議室		3,700	5,040	5,040	12,540	1,230	610
第2会議室		5,860	7,810	7,810	19,440	1,950	970
第3会議室		5,860	7,810	7,810	19,440	1,950	970
第4会議室		3,700	5,040	5,040	12,540	1,230	610
第5会議室		6,370	8,430	8,430	21,290	2,050	1,020
特別会議室		5,140	6,990	6,990	17,170	1,640	820

- 備考 1 入場料その他これに類する対価を徴収する場合又は商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料の10割に相当する額を加算した額とする。ただし、練習、準備等のために使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金とする。
- 2 メインホールの大ホール使用とは、1階席および2階席を使用する場合とする。  
中ホール使用とは、1階席のみ使用で入場者数が定員（通常1,295人）以下の使用の場合とする。
- 3 午前及び午後の使用並びに午後及び夜間の使用の場合（区分間の時間を含む）は、それぞれの掲げる区分額の合計額とする。
- 4 時間外使用とは、やむを得ない理由により、午前8時（又は午前9時）以前又は午後9時30分以降および午後区分に接続した12時30分～13時の時間帯を準備、撤去等のために使用する場合とする。なお、午前・午後を連続使用する場合は、時間外使用区分（12時30分～13時）の利用料は不要。
- 5 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日を言う。
- 6 附属設備等の利用料金及びメインホールの冷暖房料は、別途必要。

### (5) 主な共催事業

人々が交流し情報を発信できる中核施設として、シンポジウム等のコンベンション事業を中心にしながらも、イベント系の事業も取り入れ、国内外からイベント、コンベンションを誘致し、実施する。

事業名	期日
第83回 NHK全国学校音楽コンクール 岐阜県コンクール<本選>	平成28年8月12日(金)
NHK交響楽団演奏会 岐阜公演	平成28年8月26日(金)
劇団四季ミュージカル 「ウエストサイド物語」	平成28年8月29日(月)
DRUM TAO公演	平成28年12月3日(土)
第14回全日本学生落語選手権 「策伝大賞」	平成29年2月25日(土) 平成29年2月26日(日)
策伝大賞開催記念 「文枝・志の輔春待ち二人会」	平成29年2月27日(月)
岐響ファミリーコンサート	平成29年3月19日(日)

## 5 じゅうろくプラザ (岐阜市文化産業交流センター)

### (1) 概要

平成18年10月末に閉館した、日本郵政公社所有の「ばるるプラザ岐阜」を取得し、新しい文化産業の交流拠点として、平成19年9月1日にオープ

ンした。岐阜県内初のネーミングライツを導入し、「じゅうろくプラザ」と命名された。

### (2) 建物

場所	岐阜市橋本町1丁目10番地11
敷地面積	2,371㎡
構造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階6階建
規模	延床面積10,214.01㎡ 1階 1,861.48㎡ 2階 1,910.12㎡ 3階 1,266.54㎡ 4階 1,266.54㎡ 5階 1,727.67㎡ 6階 275.03㎡ 地下1階 1,906.63㎡
取得費	966,625,000円
(土地)	617,500,000円
(建物)	349,125,000円
運営管理	T・H・Bファシリティーズが指定管理者として運営を行っている。

### (3) 施設概要

階数	施設	概要
地下1階	駐車場	58台収容の機械式駐車場
1階	展示ギャラリー	エントランス隣のスペースで展示棚・展示パネルを常備し、さまざまな作品の展示が可能。
	レストラン	コーヒーからディナーまで幅広いメニューで、4階・5階へのバンケットサービスにも対応。
	総合受付	広く、わかりやすい受付。
2階	ホール	600名収容のホール。観覧席を格納し、オールフラットのホールとしても利用可能。
	研修室6	30名程度の研修などに利用可能。
3階	スタジオ1・2	防音設備の整ったスタジオ。
	楽屋1～5	2階ホールの楽屋。楽屋1～3は洋室、楽屋4・5は和室。
4階	研修室1～5	10数名から30名程の小規模の研修などに利用可能。研修室5は和室。
	大会議室	面積342㎡、最大240名収容可能な大会議室。
5階	中会議室1・2	大会議室を2室に分割した会議室。
	小会議室1・2	50名から70名ほどの会議等に利用可能。
	和会議室	和室42畳の会議室。

#### (4) 施設の利用料金

##### ア ホール・楽屋

施設名	全 日		午 前		午 後		夜 間		時間外使用 1時間につき
	8:00~ 21:30	8:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:00~ 21:30	8:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:00~ 21:30	21:30~ 24:00	
ホール(平日)	109,440円	26,740円	41,140円	57,600円	18,720円				
ホール(土・日・休日)	133,710円	36,000円	56,570円	66,850円	20,880円				
楽屋1, 2	10,380円	2,570円	4,110円	5,650円	1,850円				
楽屋3	7,920円	1,850円	3,080円	4,110円	1,330円				
楽屋4, 5	6,170円	1,440円	2,570円	3,080円	1,020円				

##### イ スタジオ・会議室・研修室

施設名	全 日		時間貸		時間外使用	
	9:00~21:30	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
スタジオ1	12,320円	1,540円	1,740円			
スタジオ2	17,280円	2,160円	2,460円			
大会議室	139,840円	17,480円	20,570円			
中会議室1, 2	74,000円	9,250円	11,310円			
小会議室1, 2	36,960円	4,620円	5,140円			
和会議室	28,800円	3,600円	4,110円			
研修室1, 2, 6	9,480円	1,580円	2,110円			
研修室3, 4, 5	6,300円	1,050円	1,580円			

※中会議室は大会議室を2分割して使用する。このため中会議室のいずれか若しくは両方と大会議室との同時使用は不可能。

##### ウ 展示ギャラリー

施設名	全 日		時間外使用	
	9:00~21:30	1時間につき	1時間につき	1時間につき
展示ギャラリー	5,140円		510円	

##### エ 暖房料及び冷房料

ホール/1時間につき	3,080円
------------	--------

##### オ 駐車場

利用料金	時間貸		延長	
	~8時間	フルタイム 8~13時間30分	13時間30分~	30分150円を 加算
利用料金	30分150円	2,400円	2,400円に 30分150円を加算	

備考

1. 入場料その他これに類する対価を徴収する場合又は商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として使用する場合は利用料金(駐車場並びに暖房料及び冷房料に係るものを除く)は、この表に定める利用料金の10割に相当する額を加算した額とする。ただし、練習、準備等のために使用する場合は、この表に定める利用料金とする。
2. ホール・楽屋の使用において、午前及び午後並びに午後及び夜間の使用の場合は、それぞれに掲げる時間区分の合計額とする。
3. 時間外使用とは、やむを得ない理由により、それぞれの施設における使用可能時間(全日の欄参照)外にて、使用する場合とする。
4. 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
5. 附属設備等の利用料金は、別途必要。

## 6 道の駅柳津交流センター

### (1) 概要

本施設は、岐阜市と名神高速道路岐阜羽島ICやJR東海道新幹線岐阜羽島駅を結ぶ幹線道路沿に位置する、岐阜県内44番目に開駅した都市型の道の駅である。また近隣には、スポーツ広場や遊歩道、芝生広場などを備えた境川緑道公園があり、利用者の憩いの場となっている。

### (2) 建物

場 所 岐阜市柳津町仙右城7696番地1  
登録年月日 平成16年8月9日  
併用年月日 平成17年2月19日(東エリア)  
平成18年12月16日(西エリア)  
施設面積 11,390㎡  
構 造 鉄筋コンクリート造  
駐 車 場 74台  
(大型車6台、普通車64台、身障者3台、妊婦1台)  
開館時間 午前9時~午後7時  
(駐車場、トイレは24時間)  
休 館 日 月曜日(祝日の場合は翌日)  
年末年始(12月31日~1月3日)  
運 営 管 理 有限会社アミカル柳津が指定管理者として運営を行っている。

### (3) 施設概要

施設	概 要
駐車場	74台収容
展望施設	「柳津」にちなんで施設の高さは8.712mあり、北東に金華山や御岳、北西に伊吹山を一望できます。
物販館	柳津地域の特産物である「佐波いちご」を使った銘菓など特産物を多数取り揃えています。
情報館	大型ディスプレイを使い道路情報や気象情報、災害情報などを提供しています。

## 7 岐阜市長良川鶺鴒伝承館

### (1) 概要

長良川ホテル閉館により、平成14年9月をもって長良川ホテル本館及び従業員寮の跡地が岐阜市に更地返還されたことから、隣接地「鶺鴒ひろば」とともに、長良川・金華山・岐阜城を借景とする新たな名所として、また「長良川の鶺鴒」を伝承していく場として整備した。(平成24年8月1日オープン)

### (2) 建物

場 所 岐阜市長良51番地2  
施設面積 10,458.62㎡

## 施設構成

施設	面積(延床面積)	備考
本館	1,888.1㎡	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造2階建
四阿(あずまや)	186.4㎡	鉄骨造1階建
駐車場及び 屋外トイレ	148.0㎡	鉄筋コンクリート造 1階建
鶴の生態展示 コーナー	29.2㎡	鉄骨造1階建
屋外居庫	17.3㎡	鉄筋コンクリート造 1階建
交流体験広場	354.0㎡	
駐車場	一般駐車場	2,856.6㎡ 67台
	大型車駐車場	257.6㎡ 6台
	身障者用駐車場	40.8㎡ 2台

施設整備費 約13億円

運営管理 JNFうかいミュージアムが指定管理者として運営を行っている。

## (3) 施設概要

施設	面積	備考
展示室 (本館)	544.6㎡	映像やグラフィックにより長良川鶴飼文化の魅力を分かりやすく紹介。
特別展示室 (本館)	59.8㎡	国の重要有形民俗文化財である「長良川鶴飼用具」を中心に鶴飼に関する資料を紹介。
会議室	56.8㎡	会議スペース。30名程度の会議等に利用可能。
多目的スペース	64.5㎡	多目的スペース。鶴飼の説明や実演などを行う。
物販スペース	63.1㎡	土産品等の販売。
飲食スペース	110.0㎡	飲食及び喫茶サービスの提供。
四阿 (あずまや)	186.4㎡	休憩所。占有利用も可能な施設。90名収容可能。
鶴の生態展示 コーナー	29.2㎡	鶴飼で用いられるウミウを生きたまま展示。

## (4) 施設の利用料金

### ア 展示室観覧料

利用区分		大人	小人
個人	1人 1回	500円	250円
団体	1人 1回	400円	200円

備考

1. 大人とは、15歳以上の者(中学生である者を除く。)をいい、小人とは、4歳以上15歳未満の者(中学生である者にあつては、15歳以上の者を含む。)をいう。
2. 団体は、20人以上であること。

### イ 四阿

		占有	一部占有	
			30席	60席
午前9時～午後9時	1時間につき	2,200円	770円	1,550円
区分外	30分につき	1,100円	380円	700円

### ウ 会議室・多目的スペース

		会議室	多目的スペース
午前	午前9時～午前12時	2,100円	2,400円
午後	午後1時～午後5時	2,800円	3,200円
夜間	午後6時～午後9時	2,100円	2,400円
区分外	30分ごとにつき	350円	400円

### エ 交流体験広場

交流体験広場(占有)		
全日	午前9時～午後9時	24,700円
午前	午前9時～午後1時	8,300円
午後	午後1時～午後5時	8,300円
夜間	午後5時～午後9時	8,300円

※入場料その他これに類する対価を徴収する場合又は商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として使用する場合は、利用料金は、この表に定める利用料金の10割に相当する額を加算した額とする。ただし、練習、準備等のために使用する場合は、この表に定める利用料金の範囲内の額とする。

## オ 駐車場

普通自動車	1台 30分ごと	100円 (注1)
大型・中型自動車	1台1回	1,000円(注2)

※普通自動車は、22:00～6:00最大料金600円とする。

※大型・中型自動車が0:00(深夜の12時)を超えて利用する場合、2回分の料金とする。

(注1) 展示室を観覧する場合もしくは、レストランでご飲食の場合、入庫後90分まで無料とする。ミュージアムショップで1,000円以上お買い上げの場合、入庫後60分まで無料とする。複合利用した場合でも、1回の駐車での無料時間の上限は90分とする。

(注2) 展示室を観覧する場合、入庫後180分まで無料とする。